

国際課税

Q & A

▶▶外資系子会社の支店形態への変更について

Q 当社は外資系の100%子会社である日本法人ですが、日本においては日本における事業の統括的な役割を有しております。組織的にも当社の下に別法人である日本法人3社が子会社として存在しています。

当社の新会社に対する配当の原資は、主として子会社である3社からの配当となっています。

当社の親会社に対する配当につきましては、租税条約に定める軽減税率の適用はあるものの、税率10%による源泉徴収課税が行われています。

そこで、今回、当社グループは、日本におけるグループ組織の変更によりこの配当に対する源泉徴収課税を避けることを検討し、結論として当社を外国法人の支店形態に改めることにしました。支店形態になりますと、当社の子会社からの配当を原資とする海外への送金は、従来では配当の形で行われますが、支店形態にすることにより、単なる本支店間の資金の移動となり、この資金の送金についての源泉徴収課税がなくなることとなります。

このような、配当課税を避けることを主目的とした組織変更は課税上問題とならないでしょうか。

A 主として税目的のための取引、行為は、しばしば課税上の弊害をもたらし、また租税回避につながるものとして、ケースによっては、その取引、行為自体が税務上認められず、したがって追徴課税を受けることもあります。

ご質問の場合は、確かに、日本における企業グループの組織変更の主目的が日本での配当に対する源泉徴収課税の回避を狙ったものですが、その選択肢としての支店形態への変更は、基本的には納税者の自由意思に基づくものであり、税務上も、この支店形態への変更につき問題とすべき点は見当たりません。

一般に、企業がその事業を個人形態で行うか、法人形態で行うかは全く企業の自由意思に基づいて決定されるべきものであり、税制においては、個人形態で行った場合の課税ルールと法人形態で行った場合の課税ルールを定め、結果として個人形態による場合の税負担と法人形態に

よる場合の税負担に大きな乖離が生ずることがあっても税務上これを容認することとされています。

これと同様に外国の企業が日本における事業の遂行上支店形態によるか現地法人形態によるかの選択は、企業の自由意思に基づいて行われ、税務上その選択に干渉することはありません。税制においては、単に支店形態の場合の課税ルールと現地法人形態の場合の課税ルールを定め、その課税ルールに従っているか否かが問題とされることとなります。

ご質問の場合、支店形態の選択は、上述のとおり、この選択について税務上の干渉は基本的にはあり得ませんので、租税回避等の懸念はないものといえます。

(税理士 小沢 進)